



平成29年度

藤沢市家庭的保育事業等指導監査

実施結果報告書（概要版）

（平成30年3月）

藤沢市 子ども青少年部

子育て企画課 総務・企画担当

1 家庭的保育事業等指導監査の概要

(1) 基本方針

家庭的保育事業及び小規模保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）を利用する児童及び保護者の安心、安全と事業の適切かつ継続的な運営を担保するため、児童福祉法、藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）等の関係法令、通知及び藤沢市家庭的保育事業等指導監査実施要綱（以下「実施要綱」という。）等（以下「法令等」という。）に基づき、平成29年度藤沢市家庭的保育事業等指導監査実施計画（以下「実施計画」という。）に定める重点事項を中心に、施設の安全・衛生管理、保育の計画及び職員の適正配置等について実地検査を実施し、改善を要する項目について指摘や助言等の指導を行いました。

(2) 重点事項

次に掲げる重点事項については、年度当初に実施計画の一部として事業者に周知し、指導監査において、法令等に明確に実施義務を示す規定がなくても、実施することが望ましいと判断した場合には「助言」として指導を行い、保育の質の向上を図りました。

ア 検食（試食・保存）について

子どもに提供する全ての飲食物について、提供前の試食及び検査用保存食の保存、並びに検食の記録が適切に実施されているか。

イ 避難訓練及び消火訓練について

事業所の状況に応じた防災計画を作成し、毎月1回以上、避難訓練及び消火訓練を実施し、その結果を記録しているか。また、消火訓練の中で模擬訓練を行っているか。

ウ 保育の計画について

保育課程に基づき、子どもの発達過程や日々の生活等に応じた長期的（年、期又は月）及び短期的（週又は日）な指導計画を作成しているか。また、指導計画に基づく保育の実践について定期的な振り返りを行い、専門性の向上及び保育実践の改善が図られているか。

エ 職員の適正配置（雇用・勤務）について

基準条例に定める基準を満たす職員が雇用されているか。また、子ども・子育て支援新制度に関する自治体向けFAQ（第15版）に示される基準を満たし、常に適切な運営が確保されるだけの職員が勤務しているか。

(3) 実施状況

児童福祉法及び基準条例に基づく平成29年度家庭的保育事業等指導監査の実施状況は、表1のとおりです。市で認可した全ての家庭的保育事業（4事業者、4事業所）及び小規模保育事業（10事業者、15事業所）における法令等に基づく保育及び事業運営の状況について、実地にて一般指導監査を実施しました。なお、通報、苦情、相談等に基づく情報により、具体的な事業運営の不正又は著しい不当を把握することができ、又は違反が疑われる場合等に行うことができる「特別指導監査」を実施した例はありませんでした。

表1 平成29年度家庭的保育事業等指導監査の実施状況

実施日	施設名称	事業区分	事業者
8月 1日	保育ルーム フロール	小規模	個人
8月 3日	湘南台よつば保育園	小規模	(株)ストーブカンパニー
8月 4日	湘南クレヨン保育園	小規模	個人
9月12日	藤沢よつば保育園第一	小規模	(株)ストーブカンパニー
9月12日	藤沢よつば保育園第二	小規模	(株)ストーブカンパニー
9月14日	さくら保育室	家庭的	個人
10月18日	ちゅうりっぷ保育室	家庭的	個人
10月19日	ばんび保育室	家庭的	個人
11月10日	きっずワンメイト保育園	小規模	(株)コーストプラン
11月10日	きっずワンフレンズ保育園	小規模	(株)コーストプラン
11月13日	K I R A ☆ K I R A ☆ R O O M	家庭的	個人
11月14日	マシュマロ保育園	小規模	(有)HARMONIE
11月15日	どれみちやいんど保育室	小規模	(株)オフィス エム
11月16日	どれみチャイルドくらぶ そら	小規模	(株)オフィス エム
12月 5日	どれみチャイルドくらぶ にじ	小規模	(株)オフィス エム
12月 6日	さくらうみ保育園 本園	小規模	さくらうみ(株)
12月 7日	ブライتكッズ大鋸保育園	小規模	(有)舞来人
1月16日	キッズ大陸mini辻堂園	小規模	(学)三幸学園
1月17日	ニチイキッズ本鵜沼保育園	小規模	(株)ニチイ学館

2 指導監査の結果

(1) 主な指摘事項等について

本年度の指導監査において、法令等に対する違反（軽微なものを除く。）があり、文書指摘を行った項目、法令等に対する違反であって軽微なものがあり、全体で3件以上の口頭指摘を行った項目、及びそれぞれの指摘件数は、表2のとおりです。

文書指摘事項については、事業者から改善状況の報告を求めており、全ての指摘について既に一定の改善を確認しています。また、口頭指摘事項については、速やかな改善を求めるとともに、基幹保育所の地域支援保育士等により改善に向けて継続的な指導体制をとっています。なお、件数の少ない口頭指摘及び助言事項を含む全ての指摘事項等については、他の事業者に対して周知することで、家庭的保育事業等全体の保育の内容及び質の向上、並びに事業運営の適正化を図っています。

表2 主な指摘事項と指摘件数

項 目		文書指摘	口頭指摘
施設設備の安全 ・衛生管理	施設設備の基準	2件	0件
	認可変更の手続き	1件	0件
	施設設備の安全管理	1件	9件
	施設設備の衛生管理	0件	4件
職員の適正配置	職員配置（勤務）	1件	0件
職員処遇	就業規則	1件	0件
	給与規程	1件	0件
	休日・時間外労働	1件	0件
	衛生推進者	0件	5件
	健康診断	0件	3件
防火管理	避難訓練・消火訓練	1件	0件
	広域避難場所	0件	3件
帳簿の整備	職員に関する帳簿	0件	14件
	財産、収支に関する帳簿	0件	7件
	乳幼児に関する帳簿	0件	7件
保育の計画及び 自己評価	指導計画	0件	3件
	事業所の自己評価	0件	3件
子どもの健康	感染症対策・予防接種	1件	3件
	SIDS対策	0件	3件
食事の提供	調理・搬入の方法	2件	0件
	調理室の衛生管理	0件	6件
その他		0件	12件
合 計		12件	82件

(2) 主な指摘事項等の詳細と指導内容について

主な指摘事項等の詳細と該当事業者への指導内容については、次のとおりです。

ア 施設設備の基準、認可変更の手続き

基準条例第28条第2号に定める乳児室又はほふく室の面積基準について、事業認可後に什器等を設置したことにより、室内の有効面積が、子どもの人数に応じた必要面積を割り込んでいる事業所がありました。

入所定員に対する有効面積を確保するため、速やかに什器等を移動又は撤去するよう指導しました。また、建物その他の設備の規模及び構造並びにその図面を変更する場合は、事前に届出を行うことを該当事業者に指導するとともに、全ての家庭的保育事業等の事業者に対して、児童福祉法施行規則第36条の36第3項及び第4項により事前又は事後に届出が必要な項目及び手続き方法について、改めて周知を行いました。

イ 認可変更の手続き

児童福祉法施行規則第36条の36第4項により事前の届出が必要な保育室内のレイアウト変更について、手続きを行わずに変更している事業所がありました。

速やかに変更の届出を行うよう指導しました。

ウ 施設・設備の安全管理

基準条例第5条第6項に定める危害防止への配慮について、事故防止措置等が不十分な事業者がありました。具体的な内容は、表3のとおりです。

速やかに十分な事故防止措置等を行うよう指導しました。

表3 事故防止措置等が不十分であった項目

項目	件数	内容
物の落下・転倒防止	6件	・棚の上に物を固定せずに置いている。 ・家具や家電製品を固定せずに置いている。
感電防止	5件	・コンセントカバーを設置していない。 ・電源コードが子どもの手の届くところにある。
画びょうの使用	3件	・子どもが通る場所で画びょうを使用している。
角の緩衝処理	2件	・家具等の角に緩衝材をつけていない。
その他	6件	・危険箇所（階段、トイレ、隙間等）の前に柵を設置していない。 ・指はさみ防止措置を行っていない。 ・安全点検を行っていない。
合計	22件	

エ 施設設備の衛生管理

基準条例第14条第1項に定める設備等の衛生管理について、労働安全衛生規則第619条第2号に規定する害虫等の生息調査及び駆除を実施していない事業所がありました。

保育室等の衛生管理として、同規則により害虫等の生息調査を6か月に1回以上実施し、必要に応じて駆除等の措置を行い、実施状況を記録するよう指導しました。

オ 職員配置（勤務）

基準条例第29条第2項に定める職員配置の基準について、無作為に抽出した日の一定の時間に勤務する保育士の人数が、保育する子どもの数に応じた必要保育士数を割り込んでいる事業所がありました。また、職員の出勤及び退勤、並びに子どもの登園及び降園時間の管理において端数処理を行っている事業所がありました。

出退勤及び登降園の時間は1分単位で行い、保育時間中は常時、必要保育士数を充たすよう余裕をもった職員配置を行うよう指導しました。

カ 就業規則、給与規程、休日・時間外労働

藤沢市小規模保育事業の認可に係る審査基準（以下「小規模認可基準」という。）第3条第4号に定める事業者の社会的信望について、労働基準法第89条に規定する就業規則及び給与規程を作成せず、行政官庁への届出を行っていない事業所がありました。また、同法第36条に規定する労使協定をせずに職員に時間外労働をさせている事業所がありました。

職員を常時10人以上雇用する事業所では就業規則を適切に整備し、行政官庁に届け出るよう指導しました。また、労働基準法に基づく労使協定をし、行政官庁に届け出る、又は協定のない休日・時間外労働はさせないよう指導しました。

キ 衛生推進者

小規模認可基準第3条第4号に定める事業者の社会的信望について、労働安全衛生法第12条の2に規定する衛生推進者を選任していない事業所がありました。

常時10人以上50人未満の職員を雇用する事業所では、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者その他労働安全衛生法第10条第1項各号の業務を担当するために必要な能力を有すると認められる者を衛生推進者を選任し、他の職員に周知するよう指導しました。

ク 健康診断

労働安全衛生法第66条に定める職員の健康診断について、労働安全衛生規則第44条に規定するとおり1年以内ごとに1回実施していない事業所がありました。

職員の定期健康診断については、該当する職員が漏れなく受診できるよう事業所で受診の計画及び進捗管理を行うよう指導しました。

ケ 避難訓練・消火訓練

基準条例第7条に定める消火訓練を実施していない事業所がありました。

避難訓練及び消火訓練は月1回以上実施し、消火訓練の中で事業所に備える消火器を出火想定場所に向けて構えたり、水消火器の操作練習をしたりといった模擬訓練を実施するよう指導しました。

コ 広域避難場所

基準条例第7条に定める非常災害に対する備えとして、広域避難場所への避難経路の職員への周知が不十分な事業所がありました。

災害対策基本法に基づき市が指定する広域避難場所のうち、事業所付近の避難場所までの避難経路を職員に周知するよう指導しました。

サ 職員に関する帳簿

基準条例第19条に定める職員に関する帳簿について、労働基準法等により整備することが必要な帳簿に不備のある事業所がありました。具体的な内容は、表4のとおりです。

法令等に則って必要な帳簿の調製、記録方法の改善、及び内容の追加・修正等を速やかに行うよう指導しました。

表4 職員に関する帳簿の不備があったもの

項目	件数	内容
労働者名簿	11件	・労働者名簿を調製していない。 ・必要な項目を充たしていない。
賃金台帳	5件	・賃金台帳を調製していない。 ・必要な項目を充たしていない。
出勤簿	5件	・出退勤時間を端数処理している。 ・実際の出退勤時間を記録していない。
資格証明書	4件	・保育士証を事業所に保管していない。 ・氏名変更の手続きを行っていない。
労働条件通知書	1件	・条件変更の際に内容を通知していない。
合計	26件	

シ 財産、収支に関する帳簿

基準条例第19条に定める財産、収支に関する帳簿について、事業所を運営する法人単位の財務諸表（収支予算書、損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書等）しか作成せず、事業所単位の財務諸表を作成していない事業所がありました。

財産、収支に関する帳簿は、事業所ごとに作成するよう指導しました。

ス 乳幼児に関する帳簿

基準条例第19条に定める乳幼児に関する帳簿について、不備のある事業所がありました。具体的な内容は、表5のとおりです。

保育日誌には、天候、温度、湿度、出席状況、欠席理由、健康状態、保護者への連絡事項、保育実践、特記事項（個人記録）、反省及び評価について記録し、記録者の記名又は押印等を行うよう指導しました。出席簿には、実際の登降園時間を端数処理せずに記録し、保護者等に記入を依頼する場合であっても記録漏れがないよう事業所で管理するよう指導しました。また、利用契約書は、保護者等に渡すものとは別に事業所でも保管するよう指導しました。

表5 乳幼児に関する帳簿の不備があったもの

項目	件数	内容
保育日誌	4件	・出席状況、欠席理由を記録していない。 ・天候、温度、湿度を記録していない。
出席簿	3件	・登降園時間を端数処理している。 ・記録漏れがある。
利用契約書	1件	・利用契約書を事業所に保管していない。
合計	8件	

セ 指導計画

保育所保育指針第4章1（二）に定める保育課程に基づく指導計画について、短期的な指導計画を作成していない事業所がありました。また、長期的な指導計画を個別に作成していない事業所がありました。

短期的な指導計画は、保育所保育指針に則り保育課程や長期的な指導計画に沿って、子どもの日々の生活に即した、週又は日単位の指導計画を作成するよう指導しました。また、長期的な指導計画は、同指針に則り満3歳未満の子どもについては、個別に作成するよう指導しました。

ソ 事業所の自己評価

保育所保育指針第4章2（二）に定める事業所による保育の内容等の自己評価及び改善の記録が適切に行われていない事業所がありました。

事業所の自己評価は、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、年1回以上実施し、その改善状況について記録するよう指導しました。

タ 感染症対策・予防接種

基準条例第14条第2項に定める感染症対策について、感染症等を媒介する可能性のあるものを共用としていた事業所がありました。また、子どもの予防接種歴及び感染症罹患歴を個別に記録していない事業所がありました。

感染症対策としては、手洗い場のタオルを共用とせず、個別に用意するか、使い捨てのペーパータオルを使用するなど、感染症の発生及びまん延防止に努めるよう指導しました。また、予防接種暦及び感染症罹患暦は児童票等に個別に記録し、感染症対策や緊急時対応等に活用するよう指導しました。

チ SIDS対策

保育所保育指針第5章1及び2に定める乳幼児突然死症候群（SIDS）対策としての睡眠時確認について、実施方法が不十分な事業所がありました。

睡眠時確認として、午睡中の温度・湿度の管理及び記録を行い、2歳以上児であっても入所から2か月以上は確認を行うよう指導しました。

ツ 調理・搬入の方法

基準条例第14条第2項及び第15条第1項に定める給食の調理及び搬入について、大量調理施設衛生管理マニュアルに示される方法から著しく逸脱した事業所がありました。

子どもに提供する給食等の調理は、同マニュアルに則って原材料の仕入れ、下処理段階における衛生管理、加熱食品の加熱温度管理、二次汚染の防止、並びに原材料及び調理済み食品の温度管理を適切に行い、実施状況を記録するよう指導しました。

テ その他

上記の主な指摘事項以外で、法令等に対する軽微な違反として1～2か所の事業所に対して口頭指摘を行った項目は、表6のとおりです。

法令等に則って保育及び事業所運営を行うよう指導しました。

表6 その他の指摘事項

項目	件数	内容
職員処遇	1件	・職員研修
防火管理	1件	・消火器・非常口
秘密保持	1件	・個人情報管理
苦情解決体制	2件	・苦情解決体制
保育の計画及び自己評価	1件	・保育士の自己評価
子どもの健康	1件	・医薬品の管理
子どもの安全	2件	・緊急対応・連絡先
食事の提供	3件	・食育計画 ・食物アレルギー
合計	12件	

(3) 全体の評価と課題

本市において家庭的保育事業等が初めて開所した平成27年度から3年目となった本年度の家庭的保育事業等指導監査に当たっては、実地による指導監査からその後のフォローまでを含む実施体制の見直しを行い、保育実践及び事業所運営の中から改善を要する事項を発見し、改善方法等を指導するまでの役割分担を明確化することで、それらをより確実に実施できる体制へと機能強化を図りました。また、体系化が不十分で、事業者にとって理解しづらい部分のあった指導監査基準について、法令等に基づく整理を行い、積極的に情報発信することで、事業者の基準遵守の意識向上が図られたものと捉えています。

そうした体制で迎えた本年度の指導監査の実施結果については、前項までに詳述したとおりですが、昨年度の指導監査においては文書指摘が2件、口頭指摘が13件で指摘件数の合計が15件であったのに対して、本年度は文書指摘が12件、口頭指摘が82件で合計94件となり、昨年度比で6倍以上の件数の改善を要する事項を事業者に対して指摘した結果となっています。

この指摘件数の大幅増加の要因については、前述したように指導監査の体制を見直し、遵守すべき基準のチェック機能を強化したことで、これまでは見過ごされていた法令等に対する違反を洗い出すことができたためと捉えており、この結果についてはむしろ肯定的に受け止め、今後より一層の保育の内容及び質の向上と事業運営の適正化を図る契機としたいと考えています。

指摘事項の傾向としては、保育室等の面積基準や、施設内の安全・衛生管理といった施設設備の基準に対する違反が指摘事項全体の約20%（17件）、職員、財産、収支及び乳幼児に関する帳簿の不備が全体の約34%（28件）と、全指摘事項の過半数をこれらの項目に対する指摘が占めており、家庭的保育事業所として遵守すべき施設設備の基準、実施すべき安全・衛生管理の内容、及び整備すべき帳簿とその内容等に対して事業者の認識が不足していたり、やるべきことを認識しつつも人手不足等の理由から実施までには至っていなかったりといった実態が明らかとなりました。

また、労働基準法に関する文書指摘が3件、避難・消火訓練に関する文書指摘が1件、給食提供に関する文書指摘が2件あったことから、保育実践そのものよりも、保育に付随する業務に関する基準の遵守に課題があることがわかりました。

このような状況に至った要因としては、事業者側の過誤のみならず、市側が事業認可時や日常における指導を十分に行えていなかったことにも課題があると認識し、その対策として、公立の保育園のうち基幹保育所に配置している地域支援保育士や保育課に配置している家庭的保育支援者等を活用した指摘事項に係る継続的な指導と、法令等を遵守した保育及び事業所運営を行うための積極的な情報発信に努めることで、利用する児童及び保護者の安心、安全と事業の適切かつ継続的な運営を担保できるよう尽力してまいります。事業者の皆様には引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上